

大学等研究者の転退職時の 知財取扱い指針（概要）

令和 7 年 3 月 25 日
内閣府知的財産戦略推進事務局

－ 目 次 －

- 1. 課題認識**
- 2. 基本的な考え方**
- 3. 大学等研究者の転職時の知財取扱いの留意事項**
 - (1) 海外における大学等研究者の転職時の知財取扱い**
 - (2) 大学等研究者の転職時の知財取扱いの留意事項**
 - (3) 大学等研究者の転職時の知財取扱いの検討の流れ**
 - (4) 好事例・課題事例**
- 4. まとめ**

1. 課題認識

大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針に係る検討

趣旨

- イノベーションの促進には、アカデミア（大学や国立研究開発法人）の優れた研究成果としての知財を活用し、社会実装につなげる環境を整備することが重要である。
- 大学等の研究者が他の大学等に転退職した場合、その研究成果としての知財の取扱いは、その後の研究の継続性や社会実装の実現性に大きく影響するため、適切な対応が求められる。
- 以上を踏まえ、我が国の国際的なイノベーション力の維持・発展に向けて、イノベーションの担い手となる大学等の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進を目指し、大学等研究者の転退職時の知財取扱い指針を検討・策定する。

検討課題

- イノベーションの担い手となる大学等の研究者による研究成果の社会実装のさらなる促進に必要な知財の取扱いに関する事項
- その他必要な事項

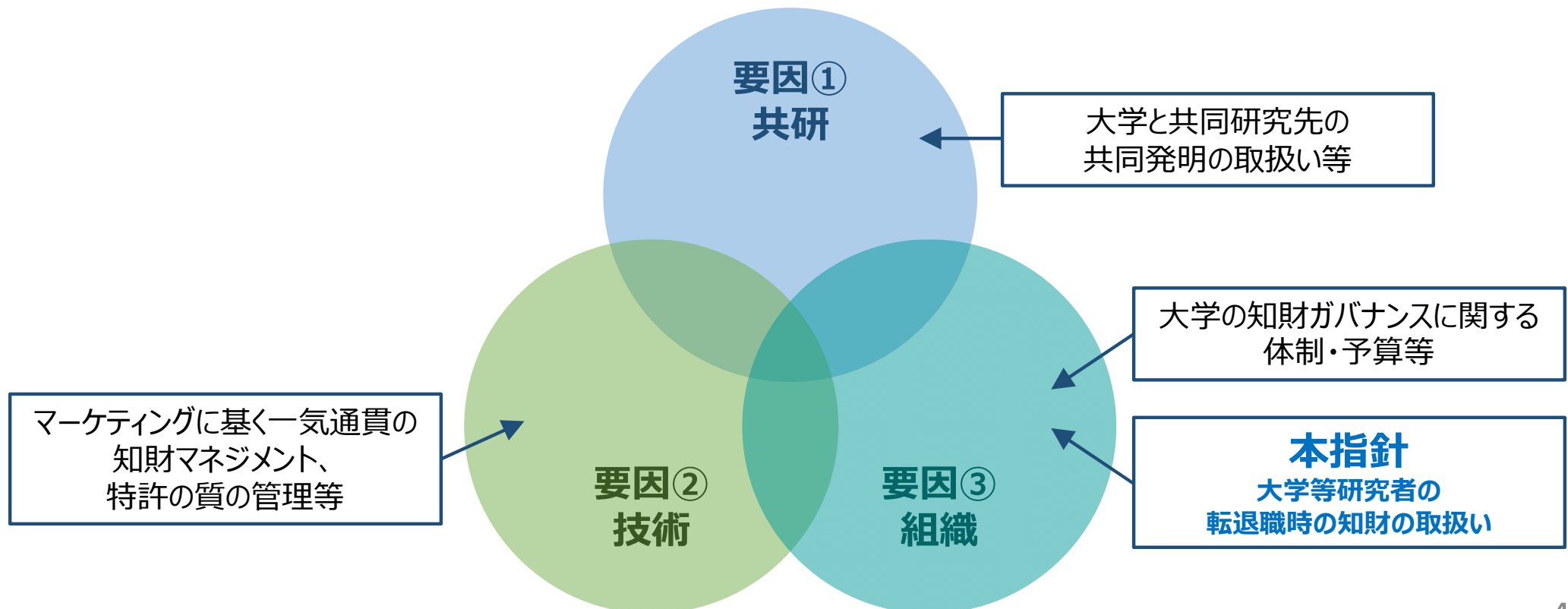
※本指針では、大学及び国立研究開発法人を「大学等」と呼ぶこととする。

検討経緯

- 第1回検討会（令和6年12月25日）
 - 検討の方向性の議論、研究者からの意見
- 第2回検討会（令和7年2月7日）
 - 指針第一案提示、議論
- 第3回検討会（令和7年3月4日）
 - 指針第二案提示、議論
- 指針公表（令和7年3月25日）

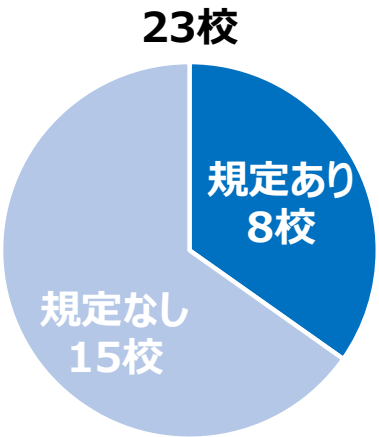
背景①（大学等研究者の研究成果の社会実装に向けた取組）

- 大学研究者の研究成果の社会実装が制約される要因として以下の3点を想定
 - 要因①共研：共同研究の成果が大学と共同研究先の共有になることで生ずる制約
 - 要因②技術：技術や発明の社会実装適否により生ずる制約
 - 要因③組織：社会実装機会の最大化に関する大学の知財マネジメントの規定/能力の違いにより生ずる制約
- 「大学知財ガバナンスガイドライン」や「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」で手当てしてきたが、要因③のうち、研究者の転退職時の検討は未済。本指針では転退職時の知財の取扱いについて検討
- 大学を中心に検討するが広くアカデミアという意味で国立研究開発法人も含めて検討

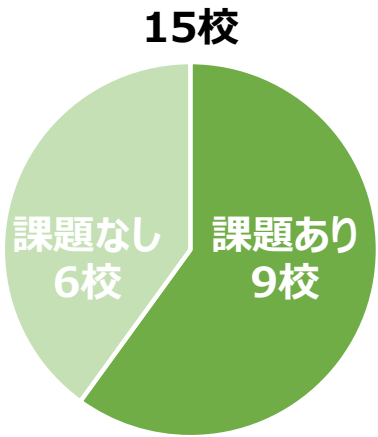


背景②（大学等における現状の調査・分析）

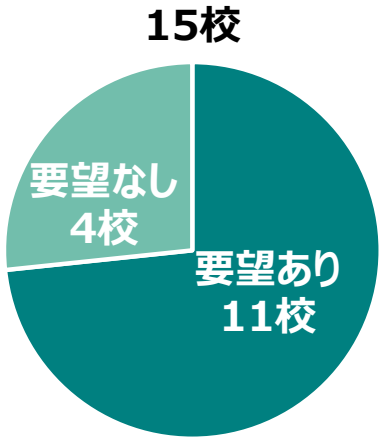
- ①事前調査結果：グラフ1 ……研究者転退職時の知財規定がある大学は3割にとどまる
②意見交換結果：グラフ2 及び 3 ……約6割の大学に課題意識、約7割の大学に資料策定要望



グラフ1：転退職時の規定有無



グラフ2：課題意識の有無



グラフ3：資料策定要望の有無

	意見概要
グラフ2 課題意識	・アカデミアの研究者は転退職が前提。積極的に議論すべき重要な論点 ・転職前大学に権利を放棄されてしまい、必要な知財権を引き取れなかった事例があった ・国立大学と私立大学とで意識が異なりトラブルになった事例があった
グラフ3 資料策定要望	・大学等研究者の転退職時の知財取扱いに関する指針を作成して欲しい ・大学の知財を社会実装に繋げることを基本理念として、転職前の大学と転職後の大学がそれぞれ最善を尽くすべきことを国からメッセージとして出して欲しい ・転職前大学と転職後大学のそれぞれが知財の取扱いについて交渉する際の基礎となる資料が欲しい。また、好事例があれば是非教えて欲しい

※本指針では、研究者の転職前の大学を「転職前大学」、転職後の大学を「転職後大学」と呼ぶ

背景③（課題認識）

事前調査・意見交換の結果等を踏まえ以下の課題を認識

- アカデミアの研究者は転退職が前提という意見もある中、転退職時の知財取扱いに関する規定を整備済みの大学は一部に留まる（前頁グラフ1）
- 転職前大学と転職後大学の間で研究者の知財の円滑な取扱いがなされないケースが散見される等、課題意識を持つ大学が多数を占めた（前頁グラフ2）。また、政府による何らかの資料（指針）策定への期待も大きいことが確認された（前頁グラフ3）
- グローバル化に伴い、海外の大学へ転職（転出）するケースや、海外の大学から転職（転入）するケースも増えている。我が国と大きく異なる法制度や実務運用を有する国もあることから、主要国の大学の法制度や実務運用について調査することも重要と思われる



上記課題認識の下、イノベーションの担い手となる大学等の
研究成果としての**知財のさらなる社会実装**に向けて検討

2. 基本的な考え方

基本的な考え方

(本指針の基本的な考え方)

- 大学等の研究者の転退職時の知財取扱いとしては、①権利譲渡、②権利維持、③権利一部譲渡、④権利放棄、⑤権利返還、の5つの類型が考えられる（スライド9参照）。大学等は、**研究成果の社会実装が大学等の重要な使命**であることや**研究者の学問の自由と転職の自由**を踏まえつつ、何れの知財取扱いとするか決定すべきである。その際には、後述の留意事項を参照しつつ、**一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定する**ことが望ましい。
- 知財取扱いを決定する際には、特許だけでなく、データ、ノウハウ、著作物等を含め明確化することが望ましい。

(本指針の Scope)

- 本指針では、研究者が、大学-大学間、大学-国立研究開発法人間、大学-大学発スタートアップ間で転退職する場合の知財取扱いの留意事項等を提示する。なお、共有に係る権利については大学知財ガバナンスガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい。
- 本指針では、原則として国内の大学等の間での研究者の転退職について提示するが、我が国とは大きく異なる法制度や実務運用を有する国もあることから、海外の大学との間で研究者が転出入する場合があることに備え、**主要国における大学の研究者の研究成果に係る知財取扱い**についても整理する。

(本指針と既存のガイドラインとの関係性)

- 本指針では、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」、「大学知財ガバナンスガイドライン」等の**ガイドラインで示された考え方を踏まえ**つつ、大学等の研究者が転退職する場合の知財取扱いの考え方を示す。本指針に明示的な記載がない事項は、これらのガイドラインに準じて取り扱われることが望ましい。

(目指したい実務運用)

- 大学等が、本指針で提示した留意事項や検討の流れを参照し、**研究者の転退職時の知財取扱いを内部規定で明文化**し、その内容を予め研究者に説明する運用が望まれる。また、転職前の大学及び転職後の大学が、**知財取扱いを適切なタイミングで確認・協議**し、必要に応じて契約を締結する運用が確立されることが望まれる。

研究者の転退職時に考えられる知財の取扱い（類型）

転退職する研究者の知財の取扱い（類型）を案件毎に決定する

	知財取扱い (権利帰属先)	概要	メリット	デメリット
類型 1	権利譲渡 (転職後大学)	転職前大学から転職後大学に 権利を譲渡する	【転職前大学】 特許費用負担がない。契約によっては転職後 大学から費用回収が可能 【転職後大学】 転職後に生まれた知財も含め集約・管理可能。 実施料獲得の可能性	【転職前大学】 自身で知財管理不可。将来的な実施料獲得 も困難 【転職後大学】 転職後大学は特許費用負担発生。知財リスク を負う可能性
類型 2	権利維持 (転職前大学)	転職前大学が引き続き権利を 維持する。必要な場合には、 大学発スタートアップや一般企 業等の実施主体に実施許諾 する	【転職前大学】 自身で知財管理可能。将来的な実施料獲得 が可能 【転職後大学】 特許費用負担がない	【転職前大学】 研究者との意思疎通が薄れ社会実装阻害の おそれ 【転職後大学】 自身で知財管理不可 【両大学】 転職後に新たな知財が生まれた場合、知財が 両大学に分散。知財管理や社会実装の手續 が複雑化
類型 3	権利一部譲渡 (両大学)	転職前大学が権利持分の一 部を転職後大学に譲渡し、権 利を転職前大学と転職後大 学の共有にする	【転職前大学】 特許費用負担が軽減。実施料獲得の可能性 【転職後大学】 社会実装に向けた活動が可能。実施料獲得 の可能性 【両大学】 実施料の配分に納得感（権利持分に基づく 配分）	【転職前大学】 実施料収入は単独帰属より減少 【転職後大学】 転職後大学は特許費用負担発生。知財リスク を負う可能性もあり 【両大学】 知財管理や社会実装の手續が複雑化
類型 4	権利放棄 (－)	転職前大学も転職後大学も 権利維持せず権利放棄	【両大学】 特許費用負担がない	【両大学】 社会実装の可能性が絶たれる
類型 5	権利返還 (研究者)	大学が権利を放棄する場合に おいて、研究者が自身での権 利維持を希望するときに研究 者に権利を返還（譲渡）	【両大学】 特許費用負担がない 【研究者】 自ら社会実装を進めることができる	【両大学】 社会実装された場合に実施料獲得不可 【研究者】 知財管理・特許費用負担発生

3.

大学等研究者の転退職時の 知財取扱いの留意事項

3（1）

海外における大学等研究者の 転退職時の知財取扱い

海外における大学等研究者の転退職時の知財取扱い

米国では原則として転職前大学が権利維持する
欧州（ドイツ）では権利譲渡する場合も権利維持する場合もある（日本と類似の実務運用）

米国の実務運用

- 原則として**転職前大学が権利を維持し、転職後大学へ権利譲渡することはない**。必要な場合には転職前大学から実施許諾する。
- 転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を社会実装する場合の知財の取扱い（例：オーナーシップ、実施許諾、ロイヤリティ、費用負担、知財責任等）については、転職前大学と転職後大学とで**契約（IIA：Inter-Institutional Agreement）を締結する**。
- AUTMが**契約（IIA）のテンプレートを公開**しており、多くの大学がこのテンプレートを活用している。

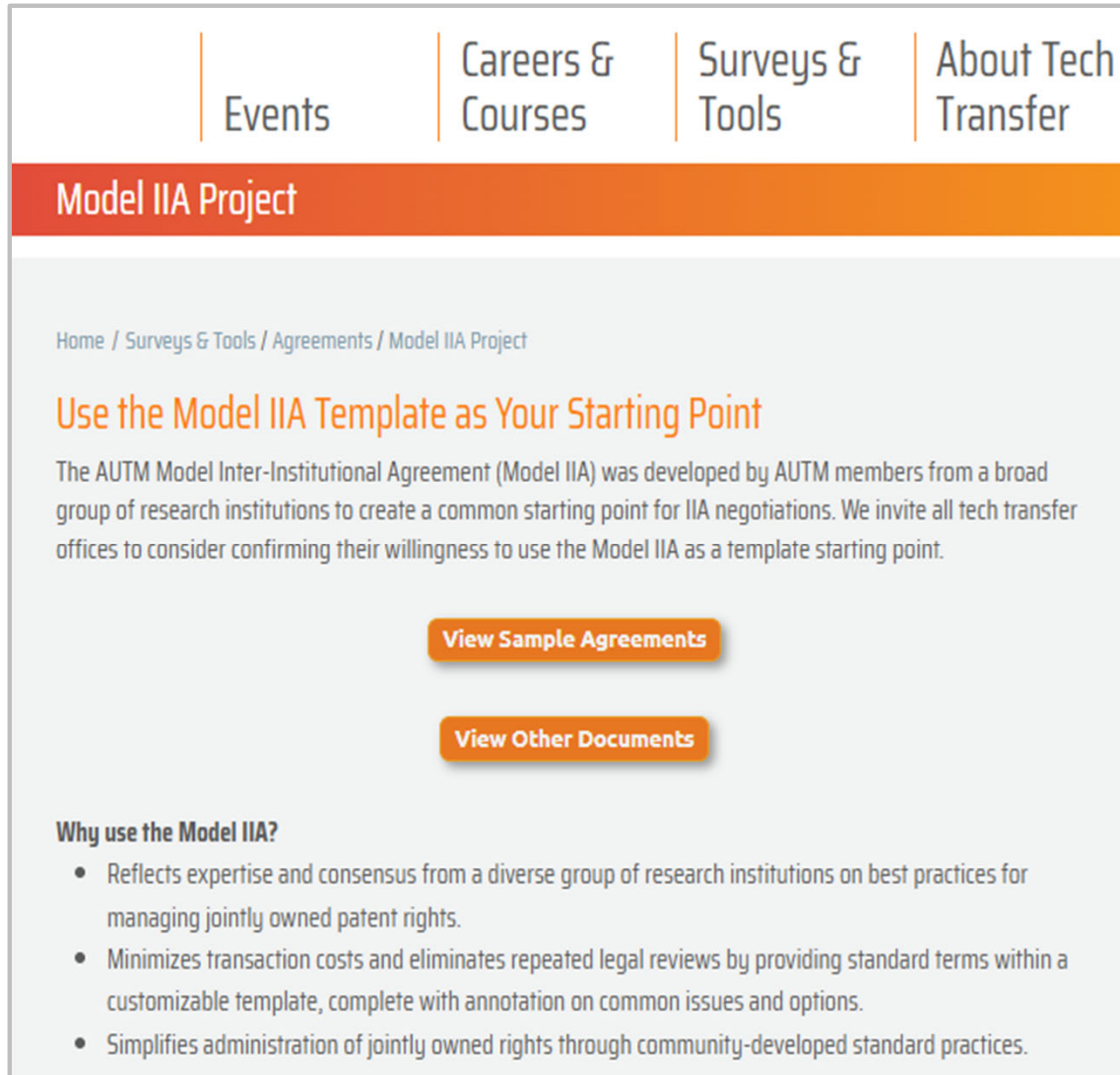
欧州（ドイツ）の実務運用

- **転職前大学から転職後大学へ権利譲渡する場合もあれば、転職前大学が権利維持する場合もある**。
- 必要な場合には、転職前大学と転職後大学との間で契約を締結する（米国のようなテンプレートはない）。

- 米国では、原則として、転職前大学が権利維持する（権利譲渡しない）運用となっており、日本の実務運用とは異なる。一方、ドイツでは、権利譲渡する場合も権利維持する場合もあり、日本の実務運用に近い。
- 米国もドイツも、必要に応じて積極的に契約を締結する文化がある。
- 米国における**契約（IIA）のテンプレートは、本指針における留意事項の参考**として活用した。転職前大学と転職後大学が締結する**契約の参考になる可能性もある**。

IIA (Inter-Institutional Agreement) テンプレート

米国の大学間の交渉の出発点となることを目指して開発されたもの
米国の多くの大学が活用している



Events | Careers & Courses | Surveys & Tools | About Tech Transfer

Model IIA Project

Home / Surveys & Tools / Agreements / Model IIA Project

Use the Model IIA Template as Your Starting Point

The AUTM Model Inter-Institutional Agreement (Model IIA) was developed by AUTM members from a broad group of research institutions to create a common starting point for IIA negotiations. We invite all tech transfer offices to consider confirming their willingness to use the Model IIA as a template starting point.

[View Sample Agreements](#)

[View Other Documents](#)

Why use the Model IIA?

- Reflects expertise and consensus from a diverse group of research institutions on best practices for managing jointly owned patent rights.
- Minimizes transaction costs and eliminates repeated legal reviews by providing standard terms within a customizable template, complete with annotation on common issues and options.
- Simplifies administration of jointly owned rights through community-developed standard practices.

IIAテンプレート

- **IIA 交渉の共通の出発点**となるように、AUTMメンバーにより開発
- **IIA交渉の標準条件を提供**し、一般的な問題やオプションに関する注釈を完備。交渉コストを最小限に抑えることが可能
- ベストプラクティスに向けて様々な研究機関の専門知識とコンセンサスを反映
- **AUTMが開発した標準プラクティス**を通じて、研究機関同士の共同所有の権利の管理を簡素化



研究者の転退職時の知財取扱いに特化したものではないが、本指針における留意事項の項目の参考になる情報も含まれている

IIA（Inter-Institutional Agreement）テンプレート主要項目

一方を主導機関（Lead Institution）、もう一方を相手機関（Other Institution）として下記テンプレートに基づき契約案を作成。テンプレートは協議結果に応じて修正されることが前提となっている

分類	小分類	主な記載内容
出願・権利化	特許出願	主導機関が権利化の責任と権限を持ち、決裁権を有する。 主導機関は、相手機関と協力して意思決定を行い、相手機関からの要請を十分に考慮することを条件として、権利化を単独で管理することができる。
	海外出願	主導機関は、海外出願の決裁権を有する。主導機関は、出願期日の合理的な範囲で相手機関と協議する。
実施許諾	許諾権限	主導機関は、IIAの諸条件の遵守を条件として、実施権限の決裁権を有する。 相手機関は、実施許諾契約の草案を契約締結前に提供されるが、期待する金銭的見返り（実施料等）を理由に当該契約の承認を拒否できないことを認める。
	商業化努力（社会実装）	主導機関は、特許権の 商業化（社会実装）に向けてライセンスを探すための合理的な努力 を払い、主導機関及び相手機関の相互利益かつ公益のために、実施許諾契約を管理する。
財務関連	特許費用	主導機関と相手機関は、 特許費用の費用負担割合 を決定する。
	実施料	主導機関と相手機関は、 実施料の分配割合 を決定する。 主導機関がIIAの対象特許権以外の特許権又は知財権とともに第三者に実施許諾するときは、実施料総収入のうち、IIAの対象特許権の割合を決定するために相手機関と誠実に交渉する。 Inventorshipに疑義が生じ発明者の削除又は追加が発生したとき は、実施料の分配割合の条項を修正するよう誠実に交渉する。
	発明者補償	主導機関と相手機関は、それぞれの機関に所属する発明者に、 それぞれの機関のポリシーに従って発明者補償 を行う。
特許侵害・特許異議申立		主導機関と相手機関は、第三者による特許侵害、又は、特許の有効性に関する請求（特許異議申立等）の可能性を知った場合、速やかに他の当事者に通知する。 両当事者は、状況を協議し、最善の方法を誠実に決定 する。
知財責任		主導機関と相手機関は、特許権の実施が 第三者の知財権を侵害しないことを明示的に保証しない 。また、信用喪失、利益喪失、事業喪失、 あらゆる経済的損害について責任を負わない 。
その他		研究/教育目的で他の研究機関に実施許諾する権利の留保、政府助成金を受けた場合の米国政府への報告義務、輸出管理法を含む法律の遵守義務等。

※本テンプレートは交渉の共通の出発点としての役割を果たすことを意図しており、ケースバイケースでカスタマイズが必要である。また、特許権の共同管理のみが対象で、研究データ・ノウハウ・著作物、その他の知財は含まれていないため、それらを含む場合はカスタマイズが必要であることが注釈されている。

海外の大学におけるデータ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い

米国では、大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産は、大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的

- 「データ、プロセス、成果物に自由にアクセスできる研究の原則は最も重要な原則の一つ」とする、米国議会での採決（1969年）の考え方を尊重する大学もあるようである。
- 大学の職務上の研究を通じて得られたデータ、ノウハウ、著作物、有形資産については、**大学が保有・管理しつつ、他の研究者へのアクセス権を認める運用が一般的**と思われる。
- 但し、**契約（sponsored research等）**、**法律（輸出管理や安全保障等）**、その他の規定がある場合には、それらに従うことが優先される。

- **データ**
転職前大学がオリジナルのデータを所有・管理し、転職後大学にデータへのアクセス権を与える運用が一般的で、日本と比較して大学側でデータを保護・管理しているようである。一定の条件下でデータの所有権を転職後大学に移転することも可能とする大学もある。
- **ノウハウ**
ノウハウは大学によって運用に差があり、ノウハウを厳格に管理する大学とそうでない大学とがある。契約、法律、その他の規定に従う必要がある場合は、大学が管理し、研究者に遵守させることが多いようである。
- **著作物**
職務上の著作物等は転職前大学に帰属させ、必要な場合には転職後大学にアクセス権を認める運用が一般的のようである。
- **有形資産**
大学支援の研究で生成された有形資産は転職前大学が所有・管理し、転職後大学に使用許可を認める運用が一般的のようである。

3 (2)

大学等研究者の転退職時の 知財取扱いの留意事項

大学等研究者の転退職時の知財取扱いの留意事項

米国のIIAテンプレートも参考に、転退職時の知財取扱いを決める際の留意事項を、大学関係者・研究者・有識者からの意見や現場の実務運用も踏まえ以下のように整理

	留意事項	留意事項の詳細
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	- 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか - 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学） - 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発SU/転職後大学発SU） - 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか - 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか
	知財の権利化状況 (特許権等)	- 権利は単独か共有か - 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/海外出願等） - 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/海外出願あり）
	法律・契約	- 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等） - 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか - 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか - 研究者が転職前大学との関係でどのような制約や義務を負っているか（望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認）
	知財リスク	- 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判等） - 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか - 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） - 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか
	データ・ノウハウ・著作権等	- データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内のポリシーを確認したか - データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか
人 (主体面)	知財の創出者 (発明者)	- 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか） - 発明者に学生（含 留学生）はいるか - 発明者の認定に争いはないか
	関係者	- 転退職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか - 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか
費用 (手続面)	権利化・権利維持の費用	- 今後の権利化（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか - 今後の権利維持（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか
	権利譲渡・実施許諾の対価	権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）
	発明者への補償	- 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか - 発明者の補償に関する意向を確認したか

大学等研究者の転退職時の知財取扱いチェックリスト

前頁の留意事項をチェックリストとして整理 転職前大学と転職後大学の両大学がそれぞれ留意事項をチェック

	留意事項	留意事項の詳細	転職前 大学	転職後 大学
知財 (客体面)	知財の実施状況 (社会実装等)	・ 社会実装されているか、社会実装の可能性は高いか	☐	☐
		・ 研究はどちらの大学で継続されるか（転職前大学/転職後大学）	☐	☐
		・ 社会実装はどこで主導されているか（転職前大学発SU/転職後大学発SU）	☐	☐
		・ 当該知財を活用した転職前大学発SUはあるか	☐	☐
		・ 実施料収入はあるか、実施料収入の見込みはあるか	☐	☐
	知財の権利化状況 (特許権等)	・ 権利は単独か共有か	☐	☐
		・ 特許の権利化状況（ステータス）はどうか（審査請求/中間応答/登録/海外出願等）	☐	☐
		・ 特許の出願国はどこか（日本出願のみ/海外出願あり）	☐	☐
知財 (客体面)	法律・契約	・ 法律による制約や義務はあるか（日本版バイドール制度、外為法（輸出管理）等）	☐	☐
		・ 知財に関する既存の実施許諾契約、共同出願契約、共同研究契約はあるか	☐	☐
		・ 既存の契約による制約や義務（権利譲渡や実施許諾に関する制約等）はあるか	☐	☐
		・ 研究者が転職前大学との関係でどのような制約や義務を負っているか (望ましくは知財契約だけでなく雇用契約等も含めて確認)	☐	☐
		・ 知財係争リスクはないか（発明者認定訴訟、特許異議申立/無効審判等）	☐	☐
	知財リスク	・ 係争が発生した場合にどちらの大学が対応するか、費用負担するか	☐	☐
		・ 転職前大学と転職後大学の知財をどう取り扱うか（オーナーシップ、ライセンス、利益分配） ・ 未出願案件の取扱いを転職前大学と転職後大学とで協議したか	☐	☐
人 (主体面)	データ・ノウハウ・ 著作権等	・ データ・ノウハウ・著作権・有形資産に関する学内のポリシーを確認したか	☐	☐
		・ データ・ノウハウ・著作権・有形資産の取扱い方針を決定したか	☐	☐
	知財の創出者 (発明者)	・ 発明者は一人か複数か（研究を継続する他の発明者はいるか）	☐	☐
		・ 発明者に学生（含 留学生）はいるか	☐	☐
		・ 発明者の認定に争いはないか	☐	☐
	関係者	・ 転退職する発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか	☐	☐
		・ 他の発明者の知財取扱いに関する意向を確認したか ・ 権利が共有の場合に共有権利者の知財取扱いに関する意向を確認したか ・ 転職前大学と転職後大学の産学連携部門（知財部門）が連携を取っているか	☐	☐
費用 (手続面)	権利化・権利維持の 費用	・ 今後の権利化（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか	☐	☐
		・ 今後の権利維持（国内・海外）に見込まれる費用を確認したか	☐	☐
	権利譲渡・実施許諾の 対価	・ 権利譲渡・実施許諾の対価を決定したか（有償/無償、有償の場合は対価）	☐	☐
		・ 転職前大学と転職後大学のどちらが補償するか ・ 発明者の補償に関する意向を確認したか	☐	☐

データ・ノウハウ・著作物・有形資産の取扱い

研究者の転退職時には、データ・ノウハウ・著作権・有形資産についても留意する

データ・ノウハウ・著作権・有形資産について留意すべき点

- 研究者が大学間で転職するときは、転職前大学と転職後大学それぞれの**データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーを確認**し、両大学間で協議の上、研究者の研究の継続性、社会実装の実現性等を考慮して取扱いを決定することが望ましい。
(データ・ノウハウ・著作権・有形資産のポリシーが未整備の大学は、これらポリシーの策定に加え、実効的な管理・運用体制の整備が必要と思われる)
- 大学帰属又は研究者帰属の何れの場合においても、チェックリストの記載事項に注意しつつ、検討作業を進めることが望ましい。
- 研究者が大学-国立研究開発法人間で転職するときは、特許権等の場合と同様、それぞれの機関のポリシーに差があることに留意する。

3 (3)

大学等研究者の転退職時の 知財取扱いの検討の流れ

大学等研究者の転退職時の知財取扱いの検討の流れ

下記の流れで大学等研究者の研究成果に係る知財の取扱いを決定
②～④については次頁以降のスライドも参照



	アクション項目	アクション主体	アクション詳細
①	研究者 転職決定	研究者	- 研究者は、転職が決まった時は遅滞なく大学へ連絡する - 知財リストの作成を研究者自身が大学に依頼することも一案である
②	知財リスト作成	転職前大学	- 転職前大学は、対象となる研究者の研究成果に係る知財のリスト（スライド22参照）を遅滞なく作成する - 転職前大学と転職後大学とで知財リストを把握・共有する。記載する情報は案件の情報のみで可
③	チェックリスト 使用要否判断	転職前大学 転職後大学	転職前大学と転職後大学は、それぞれ、チェックリスト使用要否判断プロセス（スライド23参照）に基づき、チェックリストの使用要否を判断する
④	各案件の 取扱い案決定	転職前大学 転職後大学	転職前大学は、知財リストに記載した各案件の取扱い案を決定する（スライド24参照） ③で「要」と判断したとき：チェックリストを使用し留意事項を確認し、確認結果と知財取扱い案を追記する ③で「否」と判断したとき：留意事項を参考に取扱い案を追記する（チェックリストの使用は任意） 転職後大学は、知財リストに記載した各案件の取扱い案を決定する ③で「要」と判断したとき：チェックリストを使用し留意事項を確認し、確認結果と知財取扱い案を追記する ③で「否」と判断したとき：留意事項を参考に取扱い案を追記する（チェックリストの使用は任意）
⑤	各案件の取扱い 協議・決定	転職前大学 転職後大学	- 転職前大学と転職後大学は、それぞれの取扱い案を持ち寄り、各案件の取扱いを協議し、取扱いを決定する - 研究者に各案件の取扱いを連絡する。協議の過程では、必要に応じて研究者に協力を求めることも一案
⑥	協議結果に 基づき手続	転職前大学 転職後大学	- 転職前大学と転職後大学は、協議結果に基づき手続を行う（例：契約締結や名義変更手続等） - 手続は研究者の転職に合わせて可能な限り早期になされることが望ましい。 ∴審査請求期限、海外出願期限、拒絶理由通知の送付、特許維持費用の発生等が想定されるため

※知財リストは転職決定前から予め作成しておくことも考えられる。特に、近い将来の転職が想定される任期付き研究者等はその必要性が高いと考えられる

「②知財リスト作成」で作成する知財リストのイメージ（例）

↓ 転退職する研究者の研究成果に係る知財（案件）の情報を記入

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い（類型） 記入欄
P1	特許XXXXXXXX号	登録済み 海外出願（米）	年金納付期限 ○年○月○日			
P2	特願2022-XXXXXX	拒絶理由応答中 海外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日			
P3	特願2022-YYYYYY	審査請求中 海外出願（米中）	審査中			
P4	特願2022-ZZZZZZ	審査請求中 海外出願（米欧）	審査中			
P5	特願2023-YYYYYY	審査請求中 海外出願なし	審査中			
P6	特願2023-XXXXXX	未審査請求 海外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日			
P7	特願2024-XXXXXX	未審査請求 海外出願検討中	パリ優先期限 ○年○月○日			
P8	未出願案件1	出願前	—			
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	—			
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	—			

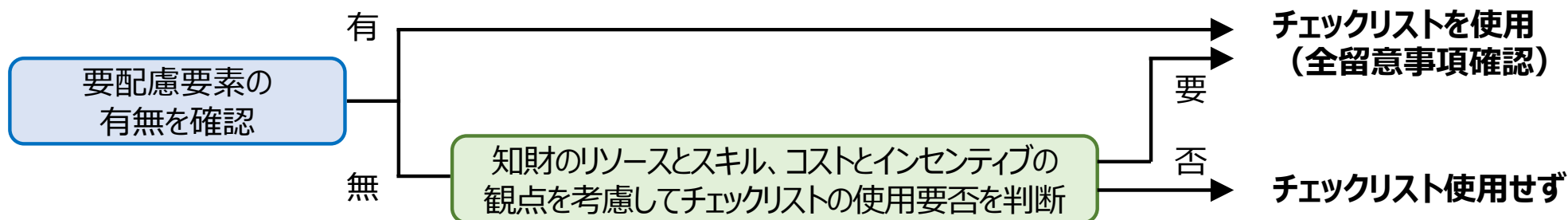
※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の**秘匿すべき情報**があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる

※**共同出願の案件**や**実施特許済の案件**についてはステータス等の欄にその旨を予め記載しておくことが望ましい

※特許出願、特許権又は未出願案件に関するデータやプログラム等についても記載しておくことが望ましい

「③チェックリスト使用要否判断」でのチェックリスト使用要否判断プロセス

- ・ 知財リストに記載した案件について、転職前大学と転職後大学がチェックリスト使用要否を判断する
- ・ 要配慮要素、知財のリソースとスキル、コストとインセンティブの観点から総合的に使用要否を判断し、チェックリストを使用する案件（全留意事項を確認する案件）を絞り込み、効率化を図る



要配慮要素

要配慮要素がある場合には、チェックリストを使用してリスク低減することを推奨

要配慮要素の例

- ・ スタートアップが設立され、事業化されている場合
- ・ 高額の実施料収入がある場合
- ・ 発明者認定に争いがある場合
- ・ 対象となる研究者が海外からの転入者である場合
- ・ 対象となる研究者が海外への転出者である場合
- ・ 共同研究に係る知財であって、かつ、実施されている場合
- ・ 契約で独占的な実施権を付与し、かつ、実施されている場合
- ・ 転職前大学と転職後大学の双方が研究継続する場合（研究継続する他の研究者が転職前大学に残る場合）
- ・ 未出願案件がある場合

知財のリソースとスキル

知財のリソースとスキルは大学によって大きく異なるため、大学毎の状況に応じた対応が想定される

- ・ 知財のリソース（知財の人員数等）
- ・ 知財のスキル（知財の経験値や習熟度等）

コストとインセンティブ

チェックリストの使用（全留意事項の確認）のコストとインセンティブを考慮して対応することが想定される

- ・ 対象となる知財の確認コスト（件数・内容・労力・費用等）
- ・ 対象となる知財の確認の見返り（知財による収益期待等）

※転職前大学と転職後大学の間に情報の非対称性（転職前大学により多くの情報）があることに留意する。転職前大学は可能な範囲で転職後大学への情報共有に配慮するとともに、転職後大学は転職前大学の立場を尊重し、両大学が社会実装に向けて誠実に協議することに留意する

「④各案件の取扱い案決定」で追記した知財リストのイメージ（例）

↓チェックリストによるチェックが
「要」と判断した案件のみ追記

↓全件追記

	特許番号 出願番号	ステータス (権利化状況)	次の 法定期限	留意事項の確認結果 (特に注意すべき点や特筆すべき事項を記載)	備考欄	知財取扱い（類型） 記入欄
P1	特許XXXXXXXX号	登録済み 海外出願（米）	年金納付期限 ○年○月○日			権利維持
P2	特願2022-XXXXXX	拒絶理由応答中 海外出願なし	拒絶応答期限 ○年○月○日			権利放棄
P3	特願2022-YYYYYY	審査請求中 海外出願（米中）	審査中	↓「要」と判断した案件		権利譲渡
P4	特願2022-ZZZZZZ	審査請求中 海外出願（米欧）	審査中	・スタートアップが事業化済、海外進出計画あり ・研究者は転職後大学への権利譲渡を特に希望せず ・発明者に学生や留学生を含む		権利維持
P5	特願2023-YYYYYY	審査請求中 海外出願なし	審査中	↓「要」と判断した案件		権利返還
P6	特願2023-XXXXXX	未審査請求 海外出願なし	審査請求期限 ○年○月○日	・研究者は転職後大学への権利譲渡を希望 ・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり	・両大学で研究継続	権利 一部譲渡
P7	特願2024-XXXXXX	未審査請求 海外出願検討中	パリ優先期限 ○年○月○日	↓「要」と判断した案件		権利譲渡
P8	未出願案件1	出願前	—	・転職前大学で研究を継続する他の研究者あり ・転職前大学と転職後大学の権利関係に留意	・出願時まで 両大学で要協議	権利維持
D1	データ1	特許P1に 関するデータ	—			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可
C1	プログラム1	特許P1に 関するプログラム	—			オリジナルを保管 コピーを持ち出し許可

※知財リストは転職前大学が作成して転職後大学と共有する。未公開情報等の**秘匿すべき情報**があるときは、それらを削除したうえで共有することも考えられる

※**共同出願の案件**や**実施許諾済の案件**についてはステータス等の欄にその旨を予め記載しておくことが望ましい

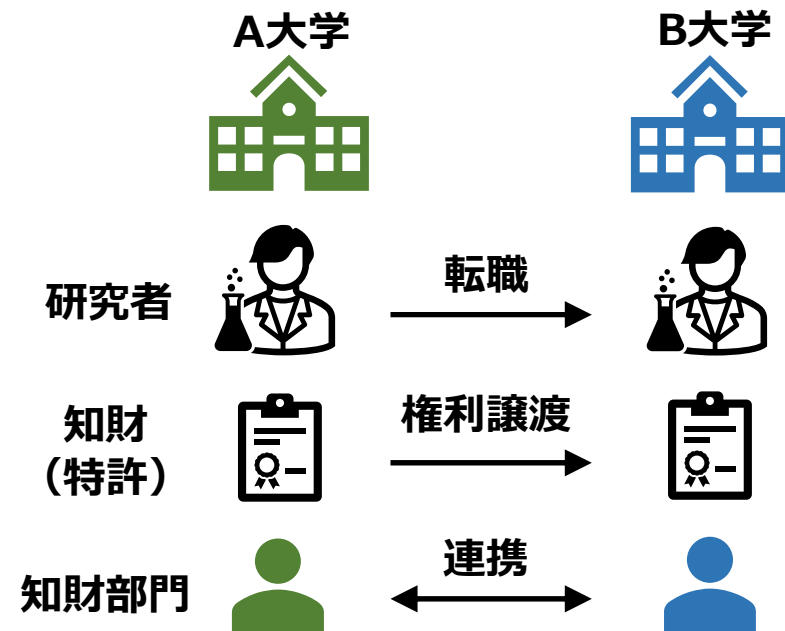
※特許出願、特許権又は未出願案件に関するデータやプログラム等についても記載しておくことが望ましい

3 (4)

好事例・課題事例

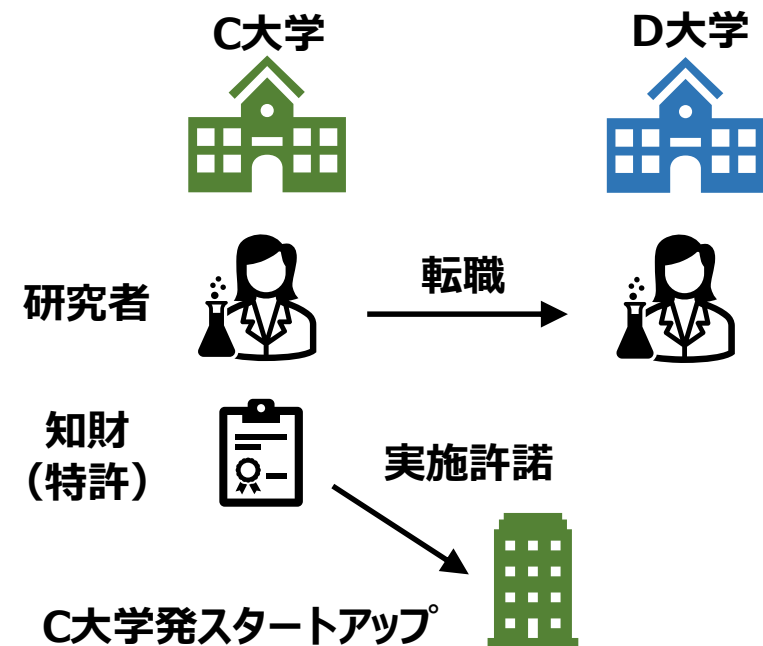
事例 1

- A大学の知財部門が、A大学からB大学への権利譲渡を積極的に提案
- 両大学の知財部門と研究者が連携し、研究者の研究成果に係る**知財をリストアップ**
- リストアップした知財のうち、**社会実装可能性や研究者意向の高い案件に優先順位を付与**し、必要な案件をA大学からB大学へ権利譲渡



事例 2

- 研究者の転職前から、C大学発スタートアップがもともと設立されていた
- **C大学発スタートアップでの社会実装が見込まれた**ことから、C大学の産学連携本部の助言により、C大学が権利を維持したまま当該**スタートアップに実施許諾**する方向でD大学と合意



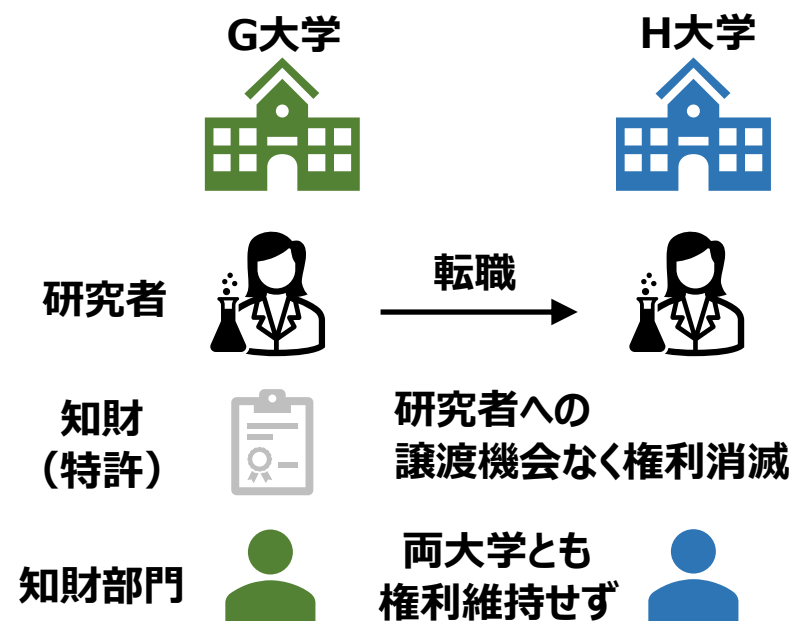
事例 3

- 研究者がE大学からF大学へ転職
- 大学間の**知財部門の連携がなかった**。研究者もE大学での研究成果に係る知財をF大学に連絡していなかった
- **譲渡機会がないまま権利消滅**。その後、F大学にとって権利譲渡を受けるべき案件だったと判明



事例 4

- 基本特許だったが基礎研究の発明だったためか重要性が十分に認識されず、**両大学とも権利維持しないと判断、権利消滅**
- また、**研究者へ知財の取扱いについて連絡されず**発明者自身で権利維持することもできなかった



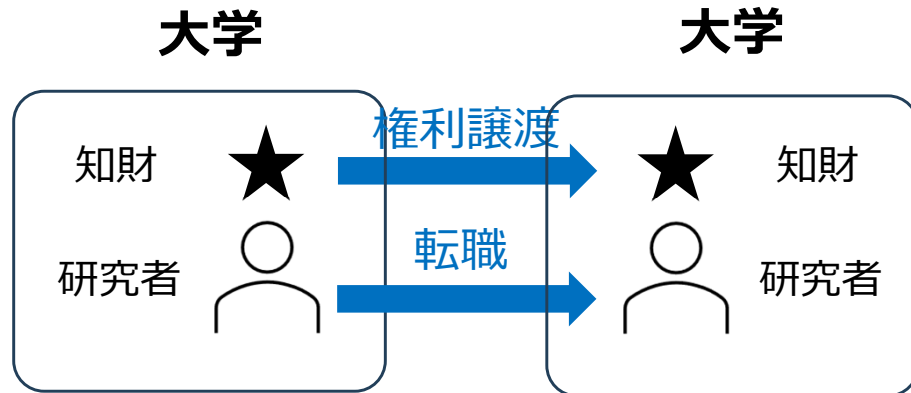
4. まとめ

- 本指針では、大学等の研究者の転退職時の知財取扱いとして、①**権利譲渡**、②**権利維持**、③**権利一部譲渡**、④**権利放棄**、⑤**権利返還**、の**5つの類型**が考えられることを示した。
- 本指針では、大学等が、研究成果の**社会実装が大学等の重要な使命**であることや**研究者の学問の自由と転職の自由**を踏まえつつ、5つの類型のうち何れの知財取扱いとするか決定すべきこと、その際には、留意事項を参照しつつ、**一律の判断ではなく個々の事情に応じて決定**すべきことを示した。
- 本指針では、海外における実務運用を紹介するとともに、それらを参考にした大学等の研究者の転退職時の知財取扱いとしての**留意事項**や**チェックリスト**を具体的に示すとともに、大学等における**検討の流れ**も示した。
- 大学等が、本指針で提示した留意事項や検討の流れを参照し、研究者の転退職時の知財取扱いについて、**内部規定で明文化**し、その内容を予め研究者に説明する**実務運用が確立**することが望まれる。また、研究者の転職前の大学及び転職後の大学が、当該研究者の知財の取扱いを、本指針で提示した留意事項に留意しつつ適切なタイミングで確認・協議し、必要に応じて契約を締結する運用が確立することが望まれる。

參考資料

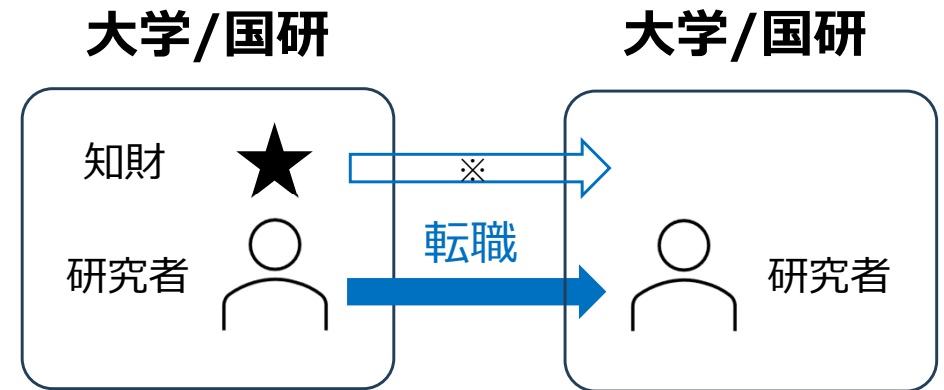
大学等研究者の転退職時の知財取扱いのケース（例）

転職前大学から転職後大学へ権利譲渡するケース



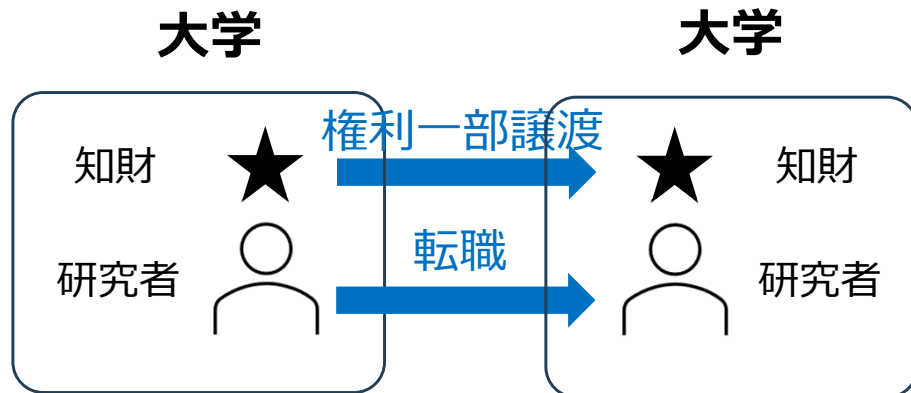
転職前大学が権利維持するケース

国立研究開発法人が権利維持するケース



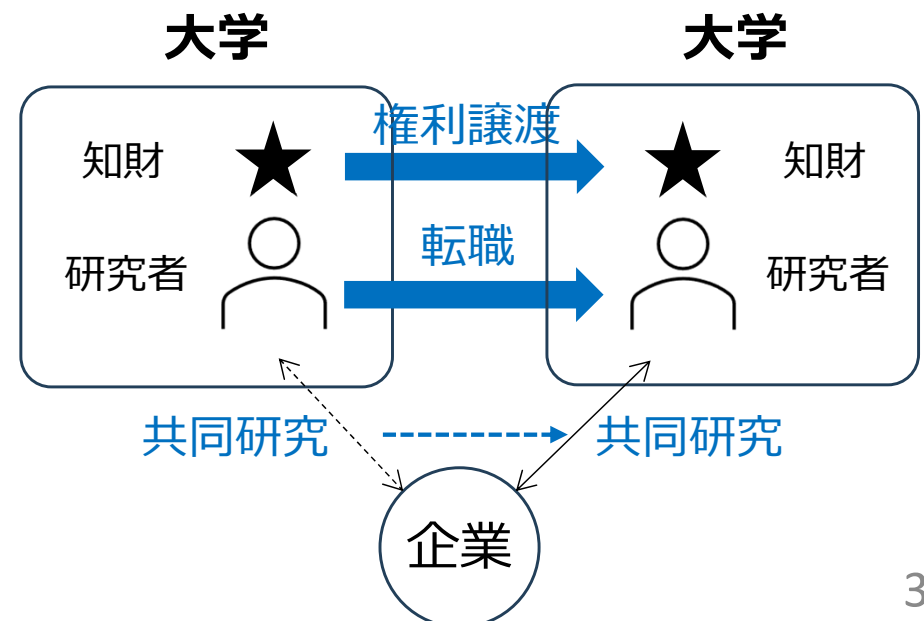
※研究者の求めに応じて実施許諾することも可

転職前大学から転職後大学へ権利一部譲渡するケース



※知財を両大学で共有

転職前大学から転職後大学へ権利譲渡するケース
(共同研究の場合の一例)



海外の大学との研究者転出入時の知財取扱いについて留意すべき項目

海外大学との研究者転出入時には、日本と異なる職務発明制度を有する国があることに留意
知財権が大学帰属ではなく研究者帰属の国も少なくない

国	職務発明の 原始帰属	根拠規定	大学における職務発明の運用・慣行・特例
米国	従業者 (研究者)	特許法101条	大学毎に職務発明の運用の幅が大きい。原則として大学帰属を義務付ける ケース（例：スタンフォード大学）から、大学の資金・施設を顕著に使用する 場合のみ大学帰属とするケース（例：MIT）まで幅広い
英国	使用者 (大学)	特許法39条	多くの大学では知財権は大学帰属と内部規定で定められている（例：オックス フォード大学）
フランス	使用者 (大学)	知的財産法 611条の7	フランスの職務発明の原則では大学帰属だが、一部の大学には、学生が自 主PJのために大学の資源を使うことを認め、かつ、知財権も主張しない（研 究者帰属とする）慣行がある 大学の研究者を含む公務員は、当局に発明を直ちに申告する義務がある一 方、職務発明に対する追加補償の支払いを受ける権利を有する
ドイツ	従業者 (研究者)	特許法6条	大学は研究者による発明を商業的に利用する権利を有する一方、研究者 は発明から生じた全収入の30%を受け取る権利を有する
カナダ	従業者 (研究者)	特許法2条	大学と研究者の契約で帰属を定める。一部の大学には、研究者が個人とし て特許取得することを大学が経費を負担して支援し、かつ、知財権も主張し ない（研究者帰属とする）慣行がある（例：ウオータールー大学）
中国	使用者 (大学)	専利法6条	大学の知財の社会実装の促進を目指し、発明創造の実施・運用のため使 用者（大学）に処分権があることを明記（専利法6条）
韓国	従業者 (研究者)	発明振興法10条	大学が権利放棄する場合、研究者への権利譲渡を可能とすることで社会実 装の促進を目指す条文あり（発明振興法16条の2）

米国における大学等研究者の転退職時の知財取扱い

米国大学の知財実務調査結果概要

知財の取扱い

- 大学の研究者が他の大学に転職したときは、原則として**転職前大学が権利を維持し、転職後大学へ権利譲渡しない**。必要な場合には転職前大学から実施許諾する。
- 転職前大学で生まれた知財と転職後大学で生まれた新たな知財の取扱いや、当該知財を商業化する場合の知財の取扱い（例：オーナーシップ、実施許諾、ロイヤリティ、費用負担、知財責任等）については、転職前大学と転職後大学とで**契約（IIA : Inter-Institutional Agreement）を締結する**。
- AUTM（Association of University Technology Managers）が**契約（IIA）のテンプレートを公開**しており、多くの大学がこのテンプレートを活用している。

※米国の大学は社会実装機会の最大化に加え、投資回収できるものは権利維持、そうでないものは権利放棄するのが基本的なスタンスと考えられる。その結果、米国大学が保有する権利は社会実装・投資回収できる案件が多くなり、他の大学へ権利譲渡するインセンティブは働きにくいようである。

※研究者が転職後大学への権利譲渡を主張することは少ない。また、大学が権利放棄する意思決定した場合に研究者に権利返還することはあり得るが極めてレアなようである。

- 米国の実務は、原則として、転職前大学が権利維持する（権利譲渡しない）運用となっており、日本の実務とは異なる。
- **契約（IIA）**のテンプレートは、本検討会で検討中の**留意事項の参考**になるほか、転職前大学と転職後大学が知財取扱いに関して締結する**契約の参考にもなる可能性**

海外の大学との研究者転出入時の知財取扱いについて留意すべき項目

海外の大学との知財取扱いには経済安全保障上の対応にも留意

- 日本版バイ・ドール制度で研究開発の受託者に帰属させた**知財権の移転等にあたっては、あらかじめ国の承諾を受けることが条件**

（日本版バイ・ドール制度の概要）

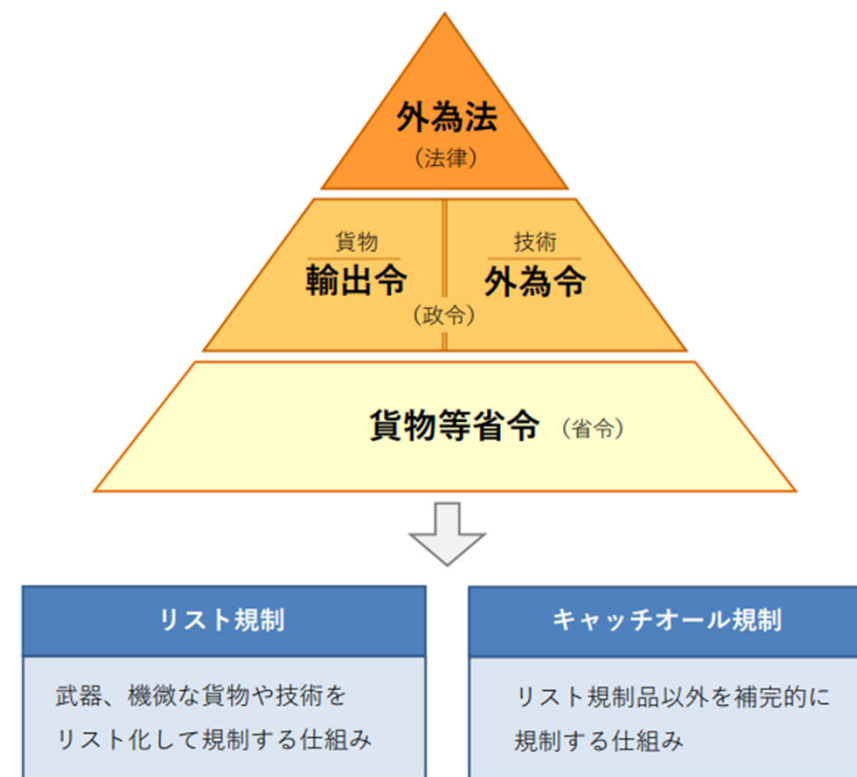
以下の4つの条件を受託者が約する場合に、各省庁が政府資金を供与して行っている全ての委託研究開発（国立研究開発法人等を通じて行うものを含む。）に係る知財権について、100%受託者（大学・国立研究開発法人を含む）に帰属させうることとする。

- 研究成果が得られた場合には国に報告すること。
- 国が公共の利益のために必要がある場合に、当該知財権を無償で国に実施許諾すること。
- 当該知財権を相当期間利用していない場合に、国の要請に基づいて第三者に当該知財権を実施許諾すること。

- iv. 当該知財権の移転又は当該知財権を利用する権利の設定・移転の承諾にあたって、あらかじめ国の承認を受けること**

- 外為法に基づく「リスト規制」および「キャッチオール規制」に該当する**研究データやノウハウ等の提供※は、経済産業大臣の許可が必要**

※技術を外国において提供すること等

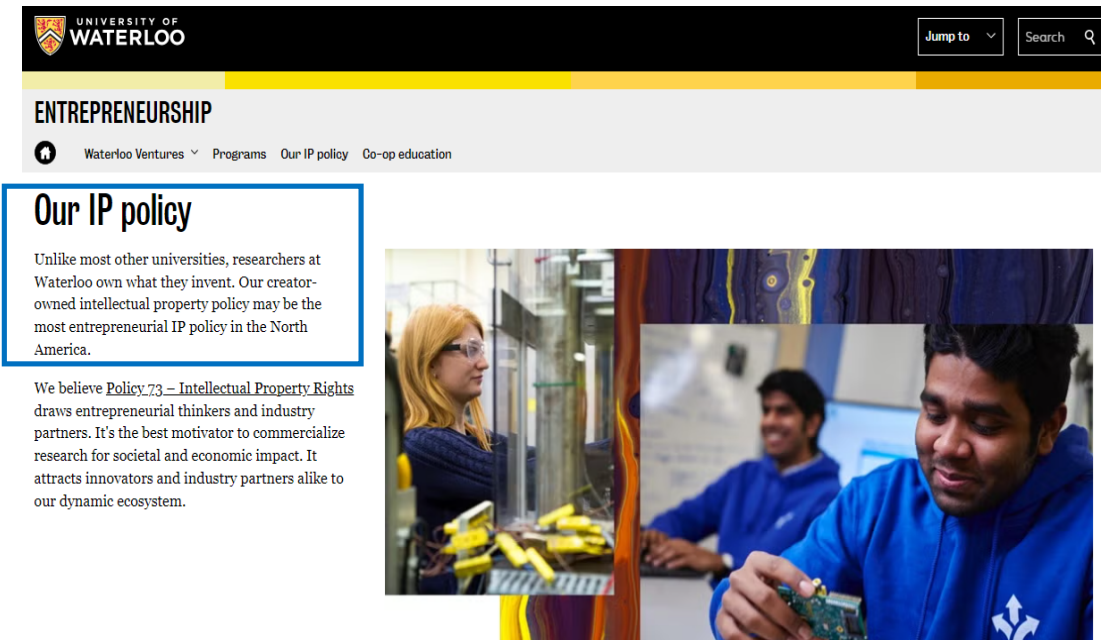


（出典）経済産業省「安全保障貿易管理ガイドス
[入門編]」（令和7年1月）

海外大学の事例（カナダ：ウォータールー大学）

スタートアップの起業支援を重視する特徴的な知財ポリシーを有する

- **カナダ最大規模の理工系大学でカナダのMITとも呼ばれる**。コンピューターサイエンス分野では、カナダ国内1位、世界25位のトップ大学
- カナダのテック系スタートアップの設立者の18%がウォータールー大学の卒業生と言われ、カナダのイノベーションエコシステムの発展に大きく貢献
- **スタートアップの起業支援を重視する知財ポリシー**を有する。研究者が個人として特許取得することを大学が経費を負担して支援し、かつ、知財権も主張しない制度を有する



The screenshot shows the University of Waterloo's Entrepreneurship page. The header includes the university logo and navigation links like 'Jump to' and 'Search'. The main heading is 'ENTREPRENEURSHIP'. Below it, there's a sub-section titled 'Our IP policy'. The text in this section states: 'Unlike most other universities, researchers at Waterloo own what they invent. Our creator-owned intellectual property policy may be the most entrepreneurial IP policy in the North America.' It also mentions that the policy draws entrepreneurial thinkers and industry partners, serving as a motivator for commercializing research. A photo of two students working in a lab is visible on the right side of the page.

Unlike most other universities, researchers at Waterloo own what they invent. Our creator-owned intellectual property policy may be the most entrepreneurial IP policy in the North America.

The University of Waterloo combines world class research with a unique "creator-own" intellectual property (IP) rights policy to foster an entrepreneurial environment that drives innovations from the lab to the marketplace.